

# 請負工事設計変更ガイドライン

平成26年3月

(令和元年7月改定)

西宮市

## 【目 次】

---

1	ガイドラインの目的	1
2	発注者・受注者留意事項	1
3	設計変更が不可能なケース	2
4	設計変更が可能なケース	2
4-1	設計図書間の内容が一致しない場合	4
4-2	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	5
4-3	設計図書の表示が明確でない場合	5
4-4	設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	5
4-5	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	6
4-6	発注者が必要と認め、設計図書を変更する場合	6
4-7	工事の施工を一時中止させる場合	7
4-8	受注者からの請求による工期の延長	8
4-9	「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	8
4-10	設計書に関わる資料の作成	9
5	関連事項	9
6	追加工事について	11
(別紙1)	表1-1施工条件の明示項目及び明示事項	13

# 請負工事設計変更ガイドライン

平成26年 3月20日制定  
平成26年 4月 1日実施  
令和元年 7月 1日改定

## 1 ガイドラインの目的

西宮市では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、下水道、河川、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施している。

これらの工事を地形、地質、天候などの自然条件や市街部においては騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中で完成させるため、必要な調査、検討のうえ工事発注を行っているが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事内容の変更(設計変更)が避けられない場合が多くある。

本ガイドラインは、工事請負契約書及び約款(以下「契約書」という。)等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更が可能であると思われる内容を示すことで、契約内容の透明性の向上を図り、設計変更手続きの円滑化を目的とするものである。

### ■ 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

### ■ 設計変更ガイドラインにおいて用いる用語の定義

「設計変更」とは、契約書第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。

「契約変更」とは、契約書第23条又は第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。

## 2 発注者・受注者の留意事項

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む。)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

### (1) 発注者

設計積算にあたって、別紙1「表1-1施工条件の明示項目及び明示事項」を参考に条件明示するよう努めること。

## (2) 受注者

工事の着手にあたって、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。

## 3 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として設計変更はできない。

(ただし、契約書第26条(臨機の措置)での対応の場合はこの限りではない。)

ア. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自の判断で施工を実施した場合

イ. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合

ウ. 「承諾」で施工した場合

エ. 契約書・土木工事共通仕様書・公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合(契約書第18条から25条)

オ. 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等)の場合

## 4 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては、設計変更が可能である。

設計変更が可能なケース		根拠
1	設計図書間で内容が一致しない場合 (4-1)	契約書第18条第1項第1号
2	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (4-2)	契約書第18条第1項第2号
3	設計図書の表示が明確でない場合 (4-3)	契約書第18条第1項第3号
4	設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 (4-4)	契約書第18条第1項第4号
5	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合 (4-5)	契約書第18条第1項第5号
6	発注者が必要と認め、設計図書を変更する場合 (4-6)	契約書第19条
7	工事の施工を一時中止させる場合 (4-7)	契約書第20条
8	受注者からの請求による工期の延長 (4-8)	契約書第21条
9	「設計図書の照査」の範囲をこえるもの (4-9)	

設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

- ア. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- イ. 当該工事での変更の必要性を明確にする。  
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)

**工事打合簿**  
による変更協議

ウ. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく適切に行うものとする。

- エ. 設計変更を必要とするが速やかな工事着手を要する場合は、契約変更在先立ち、工事指示書取扱基準に基づき、「工事指示書」により受注者へ変更指示(先行指示)を行う。

**工事指示書**  
による先行指示

オ. 工事指示書には概算額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。

#### □ 工事指示書への概算額の記載方法

設計変更を行うため、契約変更在先立って指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

#### 【受発注者間の協議により変更する場合】

- ア. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
- イ. 概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合には、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額と受注者の提示額であることを指示書に記載する。なお、受注者から見積書の提出がない場合は概算額を記載しない。

#### 【発注者からの指示により変更する場合】

- ア. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
- イ. 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。

□ 設計変更に伴う契約変更の手続き

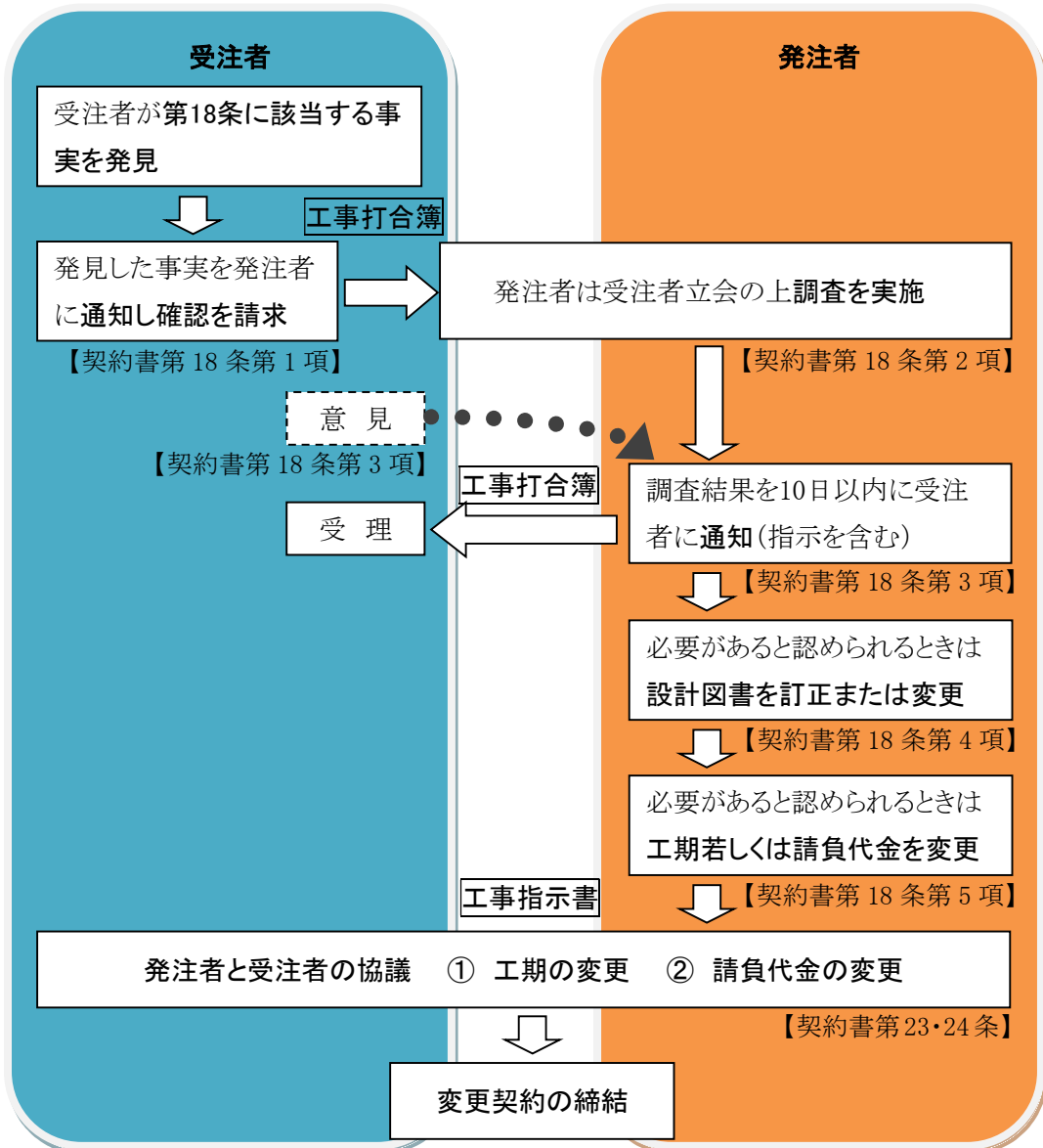


図-1 受注者が、契約書第18条第1項に該当する事項を発見した場合の流れ

4-1 設計図書間で内容が一致しない場合(契約書第18条第1項第1号)

図面、仕様書、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書において内容(材料の規格、構造寸法、数量等)が一致しない場合。ただし、これらの優先順位が定められている場合は除く。

### ※設計図書と見積参考図書の構成

(見積参考図書は、契約図書ではないため、設計変更の対象となる図書ではない。)

【建築・設備工事】 図面、特記仕様書、標準仕様書、現場説明書、質問回答書

(金抜き設計書、参考図)

【土 木 工 事】 図面、特記仕様書、共通仕様書、契約数量表、現場説明書、質問回答書

(金抜き設計書、参考図)

設計変更を行うまでの手続き

図-1と同様

#### 4-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(契約書第18条第1項第2号)

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが誤りである場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者は、自らの判断により施工を継続することなく、発注者に確認して、脱漏部分を修正の上施工すべきである。

設計変更を行うまでの手続き

図-1と同様

#### 4-3 設計図書の表示が明確でない場合(契約書第18条第1項第3号)

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

設計変更を行うまでの手続き

図-1と同様

#### 4-4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第18条第1項第4号)

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

- 設計変更を行うまでの手続き  
図-1と同様

#### 4-5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき(契約書第18条第1項第5号)

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合は、地中障害物を発見し、撤去が必要になった場合や埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合等があげられる。

- 設計変更を行うまでの手続き  
図-1と同様

#### 4-6 発注者が必要と認め、設計変更する場合(契約書第19条)

発注者が必要と認め変更する場合は、地元調整や警察、消防、公共施設管理者及び電気・水道・ガス等の企業者等の関係機関協議の結果により、施工内容を変更する場合があげられる。

- 設計変更を行うまでの手続き

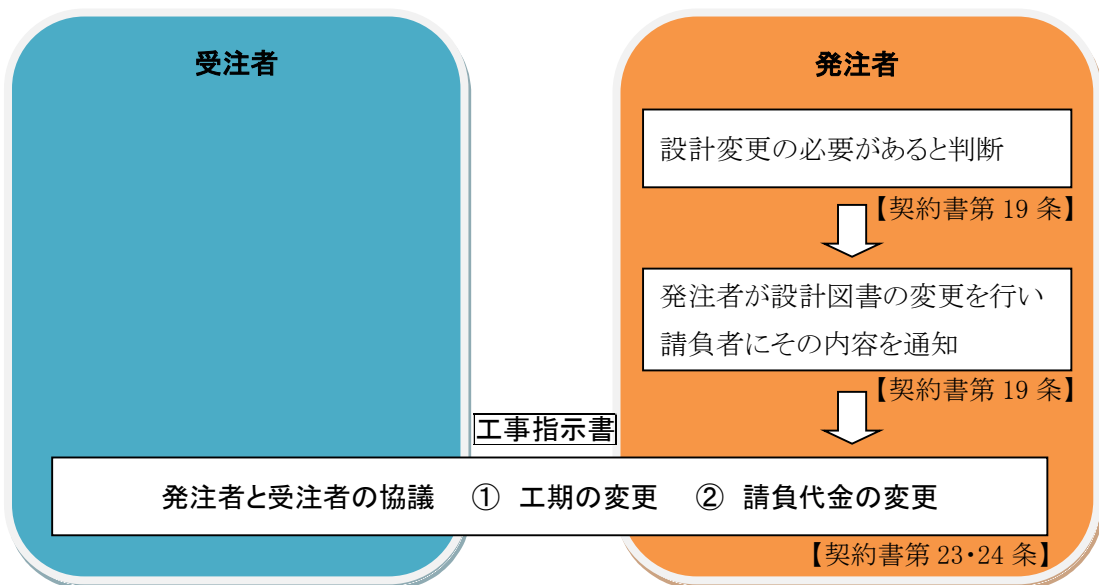


図-2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き



#### 4-7 工事の施工を一時中止させる場合(契約書第20条)

受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しく工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、または発注者が必要があると認めるときをいう。

受注者の責めに帰すことができないものは、工事用地等の確保ができない等のため、または暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象である。

##### □ 工事を一時中止する場合の手続き

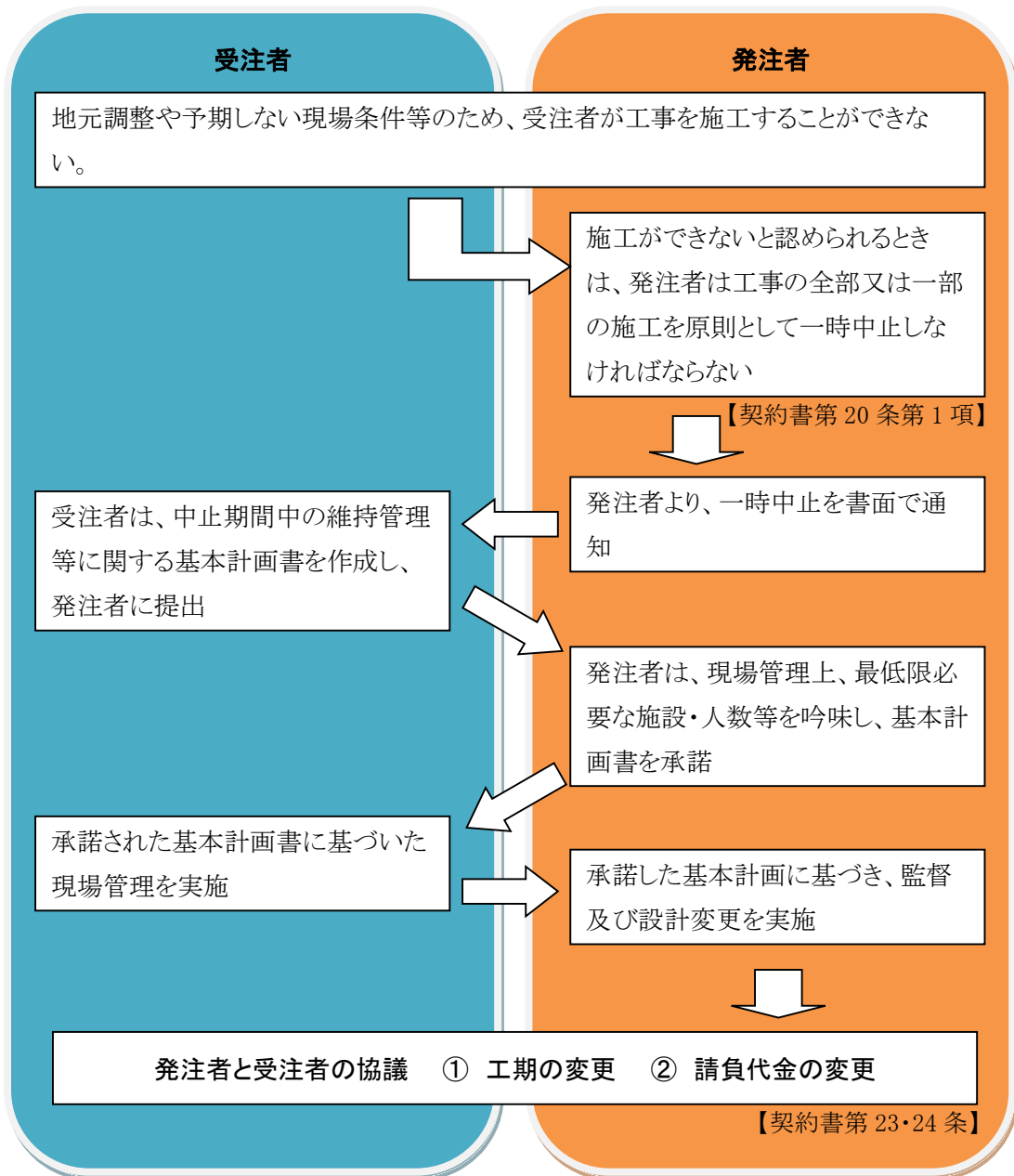


図-3 工事を一時中断する場合の手続き

#### 4-8 受注者からの請求による工期の延長(契約書第21条)

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

□ 設計変更を行うまでの手続き

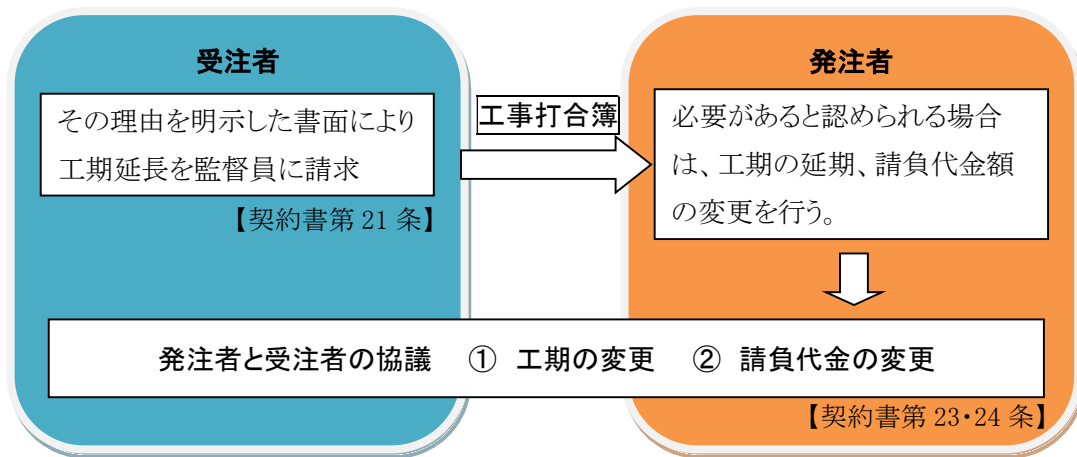


図-4 設計変更を行うまでの手続き

#### 4-9 「設計図書の照査」の範囲をこえる場合

受注者は、共通仕様書に定めるほか、特記仕様書に明記された照査の留意点等を十分理解した上で、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合には、監督員にその事実が確認できる資料(現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含む)を書面により提出し、確認を求めなければならない。(土木工事共通仕様書1-1-3並びに建築工事標準仕様書1.1.8)

発注者は、照査により、受注者から設計図書に関しての疑義について確認の請求があった場合は、直ちに疑義に関する調査を行う。

また、発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲をこえる設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金を変更しなければならない。

##### (1) 新たな計画の策定が伴う作業

- ア. 現地測量の結果に基づく、新たな横断計画図の作成

イ. 構造物のタイプの変更に伴う修正設計

(2) 計画変更に伴い発生する付帯作業

ア. 構造物の位置、計画高さ及び延長の変更に伴う、新たな構造計算の追加

イ. 指定した目的物に対する構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の新たな構造計算や図面の作成

ウ. 指定した目的物の設計根拠まで遡る見直し

(3) 工事目的物の建設とは関連のない作業

ア. 指定した目的物に対する「設計要領」「各種示方書」等との対比設計

注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとする。

#### 4-10 設計変更に関わる資料の作成

##### 【設計照査に必要な資料作成】

受注者は、当初設計等に対して契約書第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

##### 【設計変更に必要な資料作成】

契約書第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

## 5 関連事項

### ■ 指定・任意の正しい運用

「指定」・「任意」については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要が

ある。

- ア. 「任意」については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- イ. 「任意」については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。ただし、当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。
- ウ. 参考図書で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

#### 【留意事項】

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

ア. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

イ. 発注者(監督者)は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

※任意における下記のような対応(指示)は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」を指示
- ・標準歩掛りではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」を指示
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」を指示

#### ◎ 自主施工の原則(発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲)

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

#### 【契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。

#### 【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には示さない(参考に標準工法を示す場合がある)
施工方法の変更	発注者の <u>指示または承諾が必要</u>	<u>受注者の任意により変更可能</u> ただし、変更施工計画書等の修正、提出は必要
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の <u>対象とする</u>	設計変更の <u>対象としない</u>
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の <u>対象とする</u>	設計変更の <u>対象とする</u>

#### 【指定仮設とすべき事項】

- ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合
- ・仮設構造物を一般交通に供する場合
- ・関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ・特許工法または特殊工法を採用する場合
- ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設

## 6 追加工事について

工事内容の変更を行う場合、それに伴って設計変更手続きを行うが、その変更部分が「設計変更が不可能なケース」に該当するものや「設計変更が可能なケース」に該当しないものについては、設計変更手続きを行うことはできない。この場合、当該設計変更部分の工事については、必要に応じて、当初の工事とは別の工事（以下、「追加工事」という。）として発注することを原則とする。

なお、追加工事は必ず随意契約で発注されるわけではなく、工事発注の原則は競争入札である。



表1-1 施工条件の明示項目及び明示事項

(国官技第369号 平成14年3月28日・国営計第24号平成14年5月30日)

明示項目	明示事項	摘要
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事に関し関係機関等と協議が成立していない事項がある場合は、当該協議の未成立により制約を受ける内容、当該協議事項及び当該協議の成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期【土木】</li> <li>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数</li> </ol>	
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期【土木】</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容【土木】</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等【土木】</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等【土木】</li> <li>5. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等【営繕】</li> </ol>	
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間【土木】</li> <li>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)【土木】</li> <li>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>	

明示項目	明示事項	摘要
安全対策 関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合はその内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容	
工事用道 路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間【土木】 (2) 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)【土木】 (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容【土木】 (4) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置【営繕】	
仮設備関 係	1. 土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容	
建設副産 物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等々の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等々の処分条件	
工事支障 物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等	
排水関係	1. 排水の工法、排水処理の方法及び放流先等を指定する場合は、その工法処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間	



明示項目	明示事項	摘要
薬液注入 関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等【営繕】 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容【営繕】	
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等【土木】 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等【土木】	